

SOLAS 条約第 II-1 章改正に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編, C 編, CS 編及び U 編
鋼船規則検査要領 B 編, C 編及び U 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IMO において 10 年以上にわたって実施されてきた SOLAS 条約第 II-1 章の損傷時復原性要件の調和作業の結果, 2005 年 5 月に開催された IMO 第 80 回海上安全委員会 (MSC80) において, 主として損傷時復原性に関わる要件を改める SOLAS 条約第 II-1 章の改正が決議 MSC.194(80)として採択された。改正された要件は, 2009 年 1 月 1 日に発効することとなっている。

今回の SOLAS 条約第 II-1 章の改正では, 旅客船に対する損傷時復原性要件の貨物船に対する要件への調和(確率論的手法への統一)が図られるとともに, 喫水毎の部分区画指数についての評価基準を規定する等の改正が行われている。

今般, 決議 MSC.194(80)に基づき, 関連規定を改めた。なお, 条約が適用されない船舶に対する要件については, 国内法整備に整合させて, 別途必要な改正を行う予定としている。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 確率論に基づく区画指数の算出法を改めた。
- (2) 旅客船の区画要件を, 貨物船に対する要件と同様の確率論に基づく損傷時復原性要件に改めた。
- (3) 貨物区域の浸水率を改めた。
- (4) 二重底構造に関する要件を改めた。
- (5) 水密隔壁の配置等の要件について旅客船と貨物船間の整合を図った。
- (6) 船首尾の喫水標の備え付けについて追記した。